

「茅野市空き家バンク」協力事業者を募集します!

令和 7 年 1 月から開設予定の茅野市空き家バンクについて、物件調査や物件の媒介等を実施する「空き家バンク協力事業者」を下記のとおり募集します。

1 空き家バンク協力事業者の主な役割

- ①空き家バンク登録の申請があった物件の物件調査
- ②物件調査のうえ、媒介可能となった物件の媒介
- ③空き家バンクへの登録作業

2 空き家バンク協力事業者の要件

- ①市内に本店又は支店を有する宅地建物取引事業者
- ②空き家バンクサイトに空き家情報を掲載でき、かつ、市や空き家所有者との連絡 調整をメールにより実施できるもの。
- ③所有者等又は空き家バンク利用者から申込み等があったときは、速やかに対応でき、かつ、所有者等との打ち合わせなどで交わした約束を必ず厳守できるもの。
- ④市が実施する相談会、セミナー又は調査等の空き家対策に協力できるもの。

3 空き家バンク協力事業者への申込方法

市ホームページに掲載された「空き家バンク協力事業者登録申請書」に必要事項を入力し、宅地建物取引業者免許証の写しスキャン等で添付して、都市計画課にメールにて提出してください。紙ベースでの提出でも構いません。

後日、空き家バンクサイトへの物件登録のためのID・パスワードを付与します。

※不明な点は下記までお問合せください。

茅野市 都市建設部 都市計画課 住宅係 (担当)<u>五味</u>、岩崎、松尾電話:0266-72-2101(内線 538) FAX:0266-82-0237 メール:toshikeikaku@city.chino.lg.jp

市ホームページ:https://www.city.chino.lg.jp/site/akiya/akiya-bank-jigyoushaboshuu.html